

# 安定的かつ継続的な面会交流に向けた 法と心理の協働の試み —別居親へのインタビューから—

木附 千晶<sup>1</sup>, 福田 雅章<sup>2</sup>, 青木 智子<sup>3</sup>

1 文京学院大学 保健医療技術学部 作業療学科

2 一橋大学名誉教授 弁護士

3 平成国際大学 スポーツ健康学部

## 要旨

面会交流は、子どもが離れて暮らす親(別居親)と関係性をつくる権利であるが、それは子どもの利益となるだけではない。その実施は子どもと離別した別居親の回復のプロセスに寄与する可能性もある。しかし、別居親に焦点化した研究は少ない。そこで本研究では、別居親へのインタビューによって、別居親が子どもをどう認知し、面会交流をどのように認識し、実施しているのか、その現状と意識を明らかにすることで、安定的かつ継続的な面会交流を実施できる方法を探った。その過程で、日本における面会交流を困難にしている要因として、子どもと暮らす親(同居親)の原家族が抱える家族機能の問題にも注目した。今後、こうした家族問題を視野に入れた法整備及び、家族療法や子どもの発達の視点をも取り入れた支援・相談機関の構築に向け、法と心理が協働する道を模索した。

## キーワード

子どもの権利、面会交流、家族機能、別居親、共同親権

## 問題と目的

### 1) 父母高葛藤と面会交流

面会交流とは、子どもが、離婚や別居により離れて暮らす親と関係性をつくる権利をいう。

改正(2011年)民法766条第1項では、「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない」ことが明記された。これにともない、離婚届出書にも養育費及び面会交流の合意の有無のチェック欄が設けられた。

この改正は、子の最善の利益の観点からは、離婚後も別居親(＝非監護親、以下、これらを別居親と記述する)と子との間での適切な面会交流の実施および、養育費が継続して支払われることが重要であり、そのためには、離婚時にあらかじめ取り決めすべきとする考えに基づくものである。

子どもの最善の利益とは、諸外国の裁判所が、子どもの

福祉に関する問題を判断するための拠り所とする原則でもある。子どもの最善の利益は、1989年に国連総会で採択された国際人権条約である「子どもの権利条約」第3条にも掲げられ、条約批准国はこの原則に従って対応しなければならないとされた。

しかし一方で、日本は今も離婚した際には父母どちらかが親権を持つ、世界でもまれな単独親権制度を取っている(民法819条)。

共同親権が法制化されている国々では、子どもの実際の養育と経済面での分担を取り決めないまま離婚することはできないが、今の日本では可能である。面会交流について、当事者である父母間で具体的に取り決め(面会方法や頻度、日時、場所、条件等)しても、法的効力はない。父母の高葛藤な状況からその取り決めが困難な場合も多く、調停や審判を経るケースも少なくない。

司法による決定直後は、円滑に面会交流が行われていても、時間の経過を経てその施行が困難になることもある。その理由として、「相手と関わり合いたくない」「相手が面会交流を希望していない」「子どもが会いたがらない」など、父母の都合と子どもの意思があげられている。実際に、別

居親と「現在も面会交流を行っている」のは、父子世帯の45.5%、母子世帯では29.8%にすぎない（厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」）。この数値からも、父母の離別後、子どもが様々な理由で別居親との関係を断たれる傾向にあることがわかる。

子どもと別居親との関係性が断たれ、子の成長・発達に悪影響をもたらすことを危惧した国連「子どもの権利委員会」は、子どもの権利条約に基づく第4・5回日本政府報告審査（2018年）を経て、「共同親権を目的とした法律の改正、離婚後もいずれの親とも直接的な接触を持つ子どもの権利を保障せよ」（日本政府に対する第4・5回『総括所見』）と勧告している（2019年）。

子どもが面会交流を拒否する理由には様々なものがあるが、その1つに、片親疎外症候群（PAS：Parental Alienation Syndrome）という臨床概念（Gardner 1985）が提唱されてきた。Gardnerによれば、PASは、①同居親による子どもの洗脳であり、②子ども自身の積極的寄与によって引き起こされるものである（青木 2012）。

現在、PASは、「子どもが片方の親（多くの場合は同居親）と強固に同盟を組み、正当な理由もなく、もう片方の親（別居親）との交流を拒絶する事態」と定義されている。その中核的要素として、①子どもが別居親に対して誹謗中傷や拒絶を繰り返す（エピソードが単発的でなく持続的）、②不合理な理由による拒絶（別居親の言動に対する正当な反応とは言えない疎外）、③同居親の言動に影響された結果としての拒絶の3点が指摘されている（Warshak 2003）。つまり、子どもが主体的に別居親に対して行う行動であるといえる。たとえば、本研究のケースでも見られた「パパやお父さんと呼ばずにフルネームで呼ぶ」「おじいちゃんは泥棒だから、悪い人だから会いたくありません」などが①②に該当するであろう。また、本研究のケースAは③の状態になっており、子どもと会えなくなっていた。

PASについてはさまざまな議論が生じたが、現在では十分な調査研究が蓄積され、多職種専門家が片親疎外の問題を認めるに至り（青木 2012）、2019年の段階では国際疾病分類ICD-10の改訂に伴うICD-11において、「PA, Parental Alienation（片親疎外）」が精神及び行動の障害の分類インデックスに新たに追加されることが発表されている。

ただし、その一方で、子どもが別居親を拒否する原因は、親の性格と認知機能、別居親に対する否定的な信念と行動、子どもの気質、父母間葛藤、専門家との関わり、拡大家族等、様々な要因の相互作用によるもので、必ずしも片親疎外行動だけに由来しないと指摘もある（宮崎他、2014）。また、谷内（2013）は、さまざまな要因が影響を

及ぼして悪循環を形成する、横山（2018）はシステム論からの理解を試行するなど、必ずしも片親疎外行動だけに由来するものでないと説明している。

これにくわえ、日本においては、面会交流拒否に父母双方の背後にいる「原家族」との関わりが重要な意味を持つことにも注目すべきである（木附・青木 2019）。子どもを抱え込み、別居親を排除しようとする同居親の多くが、離婚後、両親（特に母親、子どもにとっての祖母）や兄弟姉妹の援助（経済的援助のみならず実家で生活するなど）を受けている。面会交流が困難なケースでは、そもそも援助者であるこれら親族が面会交流に否定的なことがある。たとえば、嫁—姑、婿—姑の間の不和、両親がそれぞれの父母（子どもの祖父母）と密着関係にあるなど、家族機能の問題が離婚や別居を通して、顕在化するかたちで面会交流になんらかの影響を及ぼす。すでに社会的にリタイアし、金銭的にも余裕のある同居親の父母（子どもの祖父母）の存在は絶大でもある。定年退職後、祖父母が老後の生き甲斐や子育てのやり直しのごとく孫育てに没頭し、別居親を遠ざけようとすることも少なくない。これらは、離婚における父母の高葛藤が子どもに与える問題と並び、家族機能不全、家族の問題の象徴とも考えられる（青木・木附 2018）（木附・青木 2018）。

別居・離婚後の子どもの適応についての研究動向は、本田・遠藤・中釜（2011）、直原・安藤（2018）による文献レビューが詳しい。その中でも面会交流について触れた論文として、親の離婚を経験し、その体験を乗り越えたと主観的に感じている大学生を対象とした離婚後の子どもの回復プロセス（藤田 2016）、面会交流を順調に継続してきた子どもの面会交流を通して別居親を通した関係性の構築（小川 2018）、父母の離婚を経験した大学生が語る面会交流（青木 2012）が質的研究として代表的なものである。また、青木（2011）は、面会交流の有無と自己肯定感・親和不安の関連について検討し、別居親と面会交流をしていない子どもは、自己肯定感が低くなり、親和不安が高くなることを量的研究から明らかにした。

ただし、いずれもその研究対象は子どもに限定されており、（別居）親の視点から見た研究は、棚瀬（2007）（2004）のケース研究、半田（2014）の質的研究に限られている。

そこで、本研究は、これらの背景を鑑み、主に別居親に焦点を当て、彼らが別居することになった子どもをどう認知し、面会交流をどのように認識し、実施しているのか、その現状と意識を明らかにすることを目的とする。

この研究の実施により、法と心理が協働した①面会交流の家族機能問題に関係する仮説、②父母間高葛藤の強い場

合の子どもの愛着に伴う問題、③父母高葛藤の紛争が本格化する以前の、家族機能調整のための第三者支援・相談システムの構築、④現行の司法・法制度の見直しおよび提言が可能になると思われる。

## 2. 方法

### (1) インタビュー協力者

子どもと別れて生活をしている別居親計6名(女性3名、男性3名)へのインタビューを行った。なお、彼らの基本的属性は表1に示す通りである。

インタビュー調査協力者は縁故法によるもので、①離婚の有無を問わず、子どもと別れて生活をしている別居親で

あること、②インタビューは子との離別と面会交流に関する経験について60～120分で聴き取るものであること、をあらかじめ伝達した。

インタビュー時の具体的な倫理的配慮には面談合意書を通して行った。面談合意書は、①研究の趣旨、②研究方法の詳細、③研究協力と中断の自由、④インタビューデータの取り扱い、⑤プライバシーへの配慮、から構成され、読み上げながら説明し、インタビュー協力者の理解と合意を確認した上で、署名してもらった。インタビューは、利用者の許可を得て録音し、メモとICレコーダーから逐語記録を作成し、分析対象データとした。逐語は施錠棚に保管し、論文作成後に全てのデータを破棄した。

表1 インタビュー調査協力者の基本的属性(2019年8月現在)

|              | A                           | B                    | C                                                                  | D                                                                      | E                                                   | F                                                                 |
|--------------|-----------------------------|----------------------|--------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 年齢・性別        | 52歳:女性                      | 49歳:男性               | 41歳:女性                                                             | 50歳:女性                                                                 | 43歳:男性                                              | 男性                                                                |
| 職業           | 会社員                         | 自由業                  | 会社員                                                                | 研究者                                                                    | 会社員                                                 | 技術者                                                               |
| 結婚時の年齢       | 36歳                         | 38歳                  | 31歳                                                                | 31歳                                                                    | 37歳                                                 | 34歳                                                               |
| 婚姻年数         | 17年                         | 8年                   | 10年                                                                | 17年                                                                    | 14年                                                 | 4年                                                                |
| 別居時の年齢       | 45歳                         | 41歳                  | 40歳                                                                | 40歳                                                                    | 39歳                                                 | 41歳                                                               |
| 別居後の生活       | 夫婦購入の自宅:1人暮らし               | 夫婦購入の自宅:1人暮らし        | 自宅(夫婦購名義を離婚時に買い取り)                                                 | 夫婦購入の自宅:1人暮らし(共同名義:ただし離婚裁判後の財産分与の取り決めに至らず)                             | 賃貸物件:1人暮らし(別居後に子どもの学校の学区が変わらない範囲で転居)                | 賃貸物件:1人暮らし                                                        |
| 別居年数         | 7年                          | 7年                   | 1年                                                                 | 10年                                                                    | 4年                                                  | 4年                                                                |
| 面会交流の有無      | 2018年1月～2度目の面会交流申し立て        | :第三者機関の立ち会い→現在会えず    | :月1回 9時～17時/夏休み2泊3日×2、冬・春休み1泊2日/週1回電話で会話:交流内容は双方の弁護士間で取り決め後、公正証書作成 | :2013年 面会交流調停申し立て時(後に取り下げ)に、養育費についてのみ審判に移行<br>調停開始前に弁護士事務所で面会できたことがある。 | 長女(中2)2ヶ月に1回一部活動のため、長男(小6)月1回、3時間。<br>★第三者機関の立ち会いあり | :月2回 2時間(60回程度)、一時的に4時間(10回程度)の機会あり<br>一時的に会えない時期に★第三者機関を活用(3回のみ) |
| 面会交流時の引き渡し方法 | —                           | 元妻、弁護士が待ち合わせ場所に連れてくる | 別居親が家まで迎えに行く:送る                                                    | —                                                                      | 第三者機関が待ち面会場所につれてくる                                  | 元妻(およびその両親)が面会場所に連れてくる                                            |
| 離婚・婚姻の有無     | 婚姻中<br>先方より離婚申し立て→1審後に高裁で和解 | 裁判離婚<br>2012年        | 協議離婚<br>2019年3月<br>ただし、2年前に家庭裁判所で和解経験有                             | 裁判離婚<br>2018年                                                          | 婚姻中                                                 | 離婚裁判<br>2013年                                                     |
| 養育費          | 払っていない                      | 5万円                  | 月5万円                                                               | 月1万円<br>(ただし受取拒否)                                                      | 月17万円<br>(習い事代5万円を含む)                               | 月7万                                                               |
| 離婚時の子どもの年齢   | 長男8歳                        | 長男4歳<br>長女3歳         | 6歳長男                                                               | 13歳長男                                                                  | 長女10歳<br>長男8歳                                       | 長女1歳9か月                                                           |
| 同居親と子どもの関係   | 同居親・義母・子ども<br>:3人暮らし        | 同居親・子ども<br>:3人暮らし    | シングルマザーの義母・同居親・子ども<br>:3人暮らし                                       | 同居親・義父母・子ども<br>:4人暮らし                                                  | 同居親・子ども<br>:3人暮らしだが、パートナー有                          | 同居親・子ども(ただし居住建物内に義父母、兄が生活                                         |
| 再婚の有無        | —                           | 無                    | 無                                                                  | 無                                                                      | —                                                   | 無                                                                 |

## (2) インタビューの実施

インタビュー時期は、2019年7月～8月であり、インタビュー協力者が他者に話を聞かれない静かな環境でありかつ、配慮可能な貸会議室等で実施した。

インタビューは、筆者らによる半構造化面接であり、別居と子どもとの関わり、面会交流の話を中心とし、インタビュー・ガイドを作成した(表2)。しかし、それらにとられることなく、インタビュー調査協力者の自由な発言にあわせて順不同で聞き取った。

## 3. 分析

### 1) 手順1

録音データから逐語録を作成し、分析は木下(2007)のM-GTAの手法を手がかりとした。ただし、これらの手法に加え、グランデット・セオリー・アプローチ(能智2011)ライフストーリー研究(やまだ 2000)の視点にくわえ、本研究の目的に応じた独自の分析方法を採用した。

具体的には、分析テーマに分析焦点者を照らしあわせ、離婚の有無を問わず、子どもと別れて生活をしている別居親に関すること、別居親としての思い、それらに基づいた言動、その体験により変化したことに着目し、1概念ごとに分析ワークシートを作成し、複数の概念の関係からなるサブカテゴリとカテゴリを生成し、カテゴリ相互の関係から結果表を作成した。

これらの作業は臨床心理士(公認心理師)2名、弁護士1名の計3名で実施した。

### 2) 手順2

次に、藤田(2016)の方法を参考とし、各インタビューアーの語りを現在の面会交流の状況や適応状況に応じて、下記のように2類型化した。

タイプⅠ：＜面会交流が継続している＞子どもとの離別に伴う一時的な悩みや葛藤、不調があったものの、現在は定期的な面会交流が実現しており、子どもとの比較的良好な関係が築けているケース(C・E・F)。

タイプⅡ：＜面会交流が中断もしくは実現していない＞深刻な不調や不適応を体験し、未だ調停や審判中の案件がある。現在に至るまで面会交流が実現していないか(ケースA・D)、面会交流が途絶えている(ケースB)

これらの手続きは、現在の面会交流の状況により、別居親が抱えている子ども、同居親への思いや、これら一連の体験に伴うダメージからの回復に差異が生じていることを明らかにし、その要因を明確にするためでもある。

## 3. 結果および考察

### 1) GTAによるカテゴリおよびサブカテゴリからみた語り

2類型毎に見いだされたカテゴリ、およびサブカテゴリ、概念、概念の定義を表3に示す。なお、表3には、カテゴリ【4】、カテゴリを構成するサブカテゴリ＜12＞、を示した。

表2 インタビュー・ガイド各項目

| リサーチクエスション                                    | 領域                                                                                     |
|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 同居を解消した段階で、家族との関わりに生じた変化。それらが同居親にもたらした影響とその認識 | ・別居時の家族<br>・別居についての思い<br>・同居親についての思い<br>・別居についての子どもの認識                                 |
| 裁判・調停等の有無は家族にどのような変化をもたらしているか                 | ・裁判・調停の影響                                                                              |
| 親権・面会交流は親としての役割を果たすに値するものなのか<br>面会交流の有効性と問題点  | ・面会交流の有無と意義<br>・同居親の態度<br>・(同居親の原家族)義父母について<br>・子どもへの影響<br>・子どもの別居親への態度<br>・制度としての面会交流 |
| 別居後から現在に至るまでの経緯が当事者にもたらしたものはなにか               | ・自分への影響<br>・自身の原家族との関わり<br>・周囲の人間関係と社会生活の変化                                            |
| 一連の出来事において、当事者を支えたもの(サポート源)はなにか               | ・自分を支えたサポート源<br>・問題と考えていることとその対処                                                       |

表3 「各類型共通するストーリー」

| カテゴリー        | サブカテゴリー            | 各類型に共通する典型的ストーリー                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|              |                    | タイプⅠ                                                                                                                                                                                                                                                                                      | タイプⅡ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|              |                    | 定期的な面会交流が実現しており、子どもとの比較的良好な関係が築けている                                                                                                                                                                                                                                                       | 深刻な不調や不適応を体験し、係争中の案件がある。現在に至るまで面会交流が実現していないか、現在は面会交流が途絶えている                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 連れ去りとその後の対応  | 家庭の不和・離別の原因と認知     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・(和解には至ったが家庭裁判所での調停の経験や、以前にも連れ去りがあったため)子どもになにかあるかもしれないと思っていた</li> <li>・(妻との関係が悪く)なんとなく離婚を考えて、離婚についての本を読み、その中で、連れ去りというものがあると知った。それは怖いことだと感じた</li> </ul>                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・やり直しをするための家族旅行の後、義母と関係が悪くなった。夫と義母が自分を追い出す計画を立てていたのだと思う</li> <li>・家庭内別居の状態だった。5月に(息子が家を)出てたんですけれども、4月に家族全員で向こうの親も含めてやり直すってことをしたことがあったんですけれども、その時は、義父はまあ頑張れみたいな感じで、義母はだめなものだめという感じだった</li> </ul>                                                                                                                   |
|              | 子どもがいなくなる(連れ去り)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・GWに実家が引っ越しをすると聞いて、あーそうなんだと。向こうの両親と僕は仲が悪かったので、行きたくなかった(中略)GWの最後の日に戻って来るはずが、メールが来て、電話をしても出なくて、義父に電話したら、喧嘩腰で、その前から連れ去り問題を知っていたので、ああやられたんだって。その時気がつきました</li> <li>・夫は普通に会社に行くふりをして、行っていないで、荷物を全部車に積んでいて、保育園に早く迎えに行つてそのまま(夫の実家)に連れて行ってしまいました</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・連れ去り。家に帰ると誰もいなかったというやつです</li> <li>・私が自宅療養をしていたある日、姑から夫に電話がかかってきて、電話を切るなり夫が強い口調で「おまえのせいでお袋(義母)が参っている。近くにいられたら困る。しばらく離れてくれ」と、実家に戻れと迫りました。私が追い出される形で家を出た直後から、夫は息子連れて義母と生活。</li> </ul>                                                                                                                               |
|              | 連れ去り直後の対応および言動     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・最初に義父に電話してお父さんに説得をお願いしたが、罵倒されるばかりで、(中略)1週間ぐらいて、[妻が怖いと言っているなら会わなくていいから、子どもが帰ってくるというのを時間をかけて考えてくれていいから、子どもに会わせてほしい]と頼んだが断られた</li> </ul>                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・直後に義父に連絡したが、要領の得ない返事しか得られなかった。(帰省から戻らず)飛行機会社や空港警察、地元の警察に連絡を取ったが、その晩、弁護士を名乗る女性から、離婚調停の件で電話が来ました。地元で保護命令も出ている、とも言われた。呆然としながら弁護士、市役所、保育園に出向いた。ネットの似た境遇の人のブログが役立った</li> </ul>                                                                                                                                        |
|              | 調停・審判(係争)を通して知ったこと | <ul style="list-style-type: none"> <li>・実は前も、別居したことがあって、その時は家庭裁判所で調停もしたんですけれど、もう一回和解することにして、また、うまく行かなくなって、前に家庭裁判所でいろいろと経験していたので今度は二人での話し合いにしようと思って、向こう(夫)もそれがよかったようです。家裁がいやだったんだと思います。連れ去っているし、有利に話を進めたいというのがあったんだと思います</li> <li>・モラハラで訴えられていることを知った</li> </ul>                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・私に何も言わず調停を申し立てて、夫は子どもと(家)を出ていきました。要するに離婚のための別居の実績を作るためなんです。向こうは離婚調停、こっちは離婚しないって調停と面会交流調停と、3点セットで。連れ去りから2か月後くらいです。(中略)[母親といると(原家族が信じている宗教の影響のため)子どもの魂が赤ちゃんがえりする]と言われた。家に帰ってはいけな理由を息子に洗脳していた</li> <li>・妻のDV支援団体の人いわく、「帰省先の実家からシェルターへの連れ去り直後は殴られたあざだらけだった」とのことです。ただし、連れ去りが帰省後1か月後です、DVをされていたのはむしろ自分の方でした</li> </ul> |
| 離別(別居)後の家庭関係 | 別居親と子どもとの関係        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・面会交流のたびに子どもに罵倒されてお父さんやパパと言ってもらえなかった。〇〇(フルネーム)と呼ばれた。おそらく母親とそのパートナーからそう言えと言われているのだろう。(中略)いまでも同じようにフルネームで呼ばれているが、近年はいい関係を保っている</li> </ul>                                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学1年の時に駅でたまたま見かけて、声をかけて追いかけて。「子どもは逃げて父親に電話をした」と弁護士から連絡が入りました</li> <li>・洗脳コンプリートになった頃に子どもが私の姿を見て逃げるようになりました。弁護士によると、「私の方にいたら父親はお前(息子)とは縁を切るぞと言っている」ようです</li> </ul>                                                                                                                                                |

|              |                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 離別(別居)後の家庭関係 | 別居親と子どもとの関係                 | <p>・連れ去られた時はしゃべることもできなかったんですが、2歳8ヶ月で面会ができるようになったときに、砂場で漢字を書いて教えてくれたりした。しゃべれるようになってきて、かなり漢字を書けるようになっていました。(中略)年中くらいからは宇宙の仕組みとかが単純にその太陽系が水金地火木土とかいうレベルじゃなくてビックバンの後元素がどう風にてきてとかさうどういう現象が出ることを示せるようになって、面会交流では、おとなびた半面、子どもらしく宇宙人がビームを出してきたとか、一緒にイメージを使って遊んでいるという感じ。非常に楽しんです</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                     | <p>・「パパのことは嫌いなんだよ、ママやおじいちゃんが、パパがママを叩いたと言っていた」、「もう東京のお家に行ってはいけないの、東京のおじいちゃんとおばあちゃんは泥棒で悪い人だから会ってはいけないんだよ」、「東京のおじいちゃんは病気だから臭いんだよ。だから会わないよ」、「だって泥棒だっていわれたもん。ママとおじいちゃんが言っていた」などの発言があり、元妻や祖父母が自然と洗脳のようなことをしてしまっていることに不安を感じた</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|              | 別居親の子どもへの思い                 | <p>・仕事どころではなかった。3日後には、探偵をお願いして妻そのパートナーと子どもたちがどこにいるのか探してもらった</p> <p>・さみしいです。つらくて苦しい。(中略)結婚後買った家を、子どものために買い取りました。夫のローンだったんですけれども、財産分与の一環で引き継ぎました。子どもがいつでも帰ってこれるようにローンを引き継ぎました。子どもにしてみればもともと住んでいる家だから。ちっちゃいけれども記憶には残っていますからね。子どもは家を「僕の実家」と呼んでいます</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <p>・出て行ってしまって1か月間は通学路で待ち伏せをしたが、夫とその家族が子どもの送り迎えをしていた。100%会えない、見れないということはなかった。…10キロ近く体重が落ちた</p> <p>・実家にいるときに、いろいろと子どもに会うための相談に行った。体調も悪く、精神錯乱のような状態だった。さまざまなところの相談に、独身の妹と一緒にについて行ってくれた。当時の上司には全部話をし、「休職という方法がある」と言われて、診断書を得て3か月の休職。実家で過ごした</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|              | 面会交流(子どもと会えた経験)における子どもとの関わり | <p>・第3者機関を継続的に利用して会えている</p> <p>・調停で発達障害、PTSDを理由とする診断書がでてきて、それを理由に会わせることに問題があるとされた。ただし、一時的に第3者機関を利用したが、現在はその介入もなく会えている</p> <p>・双方で弁護士をたて、協議離婚をしたときに、面会交流の取り決めをし、公正証書で残した。その約束に沿って会っている(中略)授業参観とかそういうのは行っていいんです。そういうのを入れると月2回会えます。学校行事は全部行っていいということになっています。ものすごく主張しました。習い事も試合とかあったら行っていいということになっていて。週一回電話もしています。2人で毎週電話していて、2人で約束するとダメって言われます。「必ず父親を通せ」っていう。(中略)家で夫は私のことを悪く言ったりしていないと思います。そういう意味では夫はいい人です。私も、夫をよく言うように心がけています。1回目の面会交流の時、3人で会ったことがあるんですけど、私の事はむしろ良く話しているので、悪く言わないでくださいというようなことを言われました。絶対悪口は言わないようにして、子どもはお父さんのことをすごい好きなので、いいお父さんという感じで話をしています</p> | <p>・妻方より、「間接強制を申し立てられているけど、決まっても怖くない。大したことはない。お金を払えばいいだけだろうから。それなら面会をやらすにお金を払います。」と言われた。(中略)面会交流の取り決めをしても結局は先方の面会条件を承諾しなければ子どもに会えない</p> <p>私が家に帰れないまま2週間が過ぎた頃、夫に連れられて私の実家に来た子どもは、私の顔を見るなり「帰る、帰る」と泣き出して自分の頭や腹を叩くなどの自傷行為を始めた。ところがある瞬間、つきものが落ちたかのよう、「ママ」「ママ」と甘えるいつもの息子に戻っていき、翌朝は、夫が迎えに来てもなかなか帰ろうとしなかった。おそらく、その後、夫の実家に戻り義母も「これではまずい」と思ったのだろう。短い時間でも母親と一緒にいると、子どもの様子が変わってしまうことに。その後、私と息子が会うのを妨害するようになった。(中略)調停で面会交流を父母がカウンセリングと受けるということで許可された。しかし夫はカウンセリングが継続せず、子どもにも会えていない</p> <p>・ネットで検索して片親疎外っていうのに行き当たったのでそういうところをいろいろ探して、面会交流、でも会えない。もうなんかわけわかんないって言う状態でした</p> |
| 原家族の問題       | 原家族の問題                      | <p>・結婚する前っていうのは30過ぎていても、親との依存関係が強いわけですね。それは一般論として、今までは核家族の子ども立場だったけれどもこれからは親との関係は親から独立して新しい家庭を築いていくんだよねっていうふうに意識を変えようねっていう位のつもりで食事をしながら言ったんですよ。依存関係じゃない信頼関係を築いて夫婦でそれをサポートするのが結婚するってこと</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <p>・義母方が霊的な家系。お母さんもおばさんもそんなこと言っていたし。家筋っていうか。私は信仰するっていても知らないから(信仰していることそのものを知らない)。誘われたこともない。そもそも夫がそれだっていうのを知らない。宗教団体のいろいろネットで探したら、打ち明けるときには相当に注意っていうか、あんまり言わないほうがいいよ的なことがネット何かに書いてあった。おそらく</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

|                 |                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 原家族の問題          | 原家族の問題               | <p>なんじゃないのって言ったら、それは悲しいことだと。(中略)連れ去り直後は、義父は「娘は帰りたくないって言っている、お前の態度が悪いんだ」と。「お前は、いいところなんか1つもない欠陥人間なんだ。結婚する前からそう思っていた」と。僕も腹が立っていたんで、「あーそう思っていたんだったら止めればよかったんじゃないんですか」と言ったら、「馬鹿野郎。本人が結婚するって言うからさせただけだろう」って言うんで、「そうですよね」って。向こうは屁理屈、こっちは理屈って言う感じで。非常に悪い関係のやりとりがありましたね。</p>                                                                        | <p>それがあって、よっぽどのことがあったときにじゃないと私に対して開示しなかったんじゃないかなと思います</p> <p>・「パパのことは嫌いなんだよ、ママやおじいちゃんが、パパがママを叩いたと言っていた、もう東京のお家に行ってはいけないの、東京のおじいちゃんとおばあちゃんは泥棒で悪い人だから会ってはいけないんだよ、東京のおじいちゃんは病気だから臭いんだよ。だから会わないよ、だって泥棒だっていわれたもん。ママとおじいちゃんが言っていた」などの発言があり、元妻や祖父母が自然と洗脳のようなことをしてしまっていることに不安を感じた。</p>                                                                                           |
| 自己概念の変化・回復のプロセス | 婚姻・婚姻について司法制度への思い    | <p>・共同養育さえできれば離婚できて良かったと思っています</p> <p>・離婚に1年かかったのは、決まらない面会交流のことでした。離婚される時まで面会交流については揉めました。それが原因でなかなか離婚できませんでした。家庭裁判所に行っちゃって、月一回2時間とかになってしまって、相談にと言われて裁判所に行かないといけないう。ギリギリで折れたという感じです。公正証書にしました</p>                                                                                                                                          | <p>・離婚すると子どもとの関係が一切閉ざされてしまう。関わりを保つために離婚に応じていないんです</p> <p>・なぜ離婚しないで戦ったかって言うと、今の日本の制度だと離婚したら子どもに会えなくなる可能性が非常に高いと言われてまして、本意かもしれないけれども離婚しないというふうにしないと駄目なんだよ、という風に最初についた弁護士の先生に言われてまして、本当に心から嫌だったんですけども、最高裁で判決離婚が出たんですが、引き延ばしのために、訴え続けたと言う事ですね。(中略)20歳になるにはまだあと1年ある。1年あれば1年の間にできることがあるので、そこまでは子どもに対して全くやっていないわけじゃないことを示したい。多分何もやらなかったら、義母にそれ見たことか、息子のことを見捨てたわよっていうことになるので</p> |
|                 | 一連の経験が与えたダメージ        | <p>・会社員ですが会社でも就業時間中に裁判の資料を作成したりしていた。昇進試験などはあきらめた。それは人生にとってあまり重要でないとも思うようになった</p>                                                                                                                                                                                                                                                           | <p>・以前と比べると仕事面に1番影響が出ました。やる気スイッチが入らないとか。ただ、スクールカウンセラーの方や片親疎外の専門の先生に話を聞いてもらったのが救いだった</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                 | (心の支えとしての)社会的活動・社会支援 | <p>・同じ立場の人が同じ苦しみをして知っているの、そういう人たちと繋がれたというのが大きい。今はどちらかと言えば相談に乗る立場ですが、大学院に入ったりとか新しいところに目を向けることができたというのは、辛い経験だったけれども、今まで知らなかった分野、そういう機会になった事はマイナスをプラスに転じさせることになって、ただ落ち込むじゃなくて前向きに生きるきっかけになったっていうか、きつい体験だったからこそ無駄にはしない。ただ落ち込んで寝込んでいた時もありますけれども無駄にはしません</p> <p>・面会交流支援団体のボランティアとして立会人(第3者)として活動している。アメリカできちんとした研修を受講して、将来は支援団体を立ち上げたいと思っている</p> | <p>・引き離されて1年後ぐらいに、議員立法の法制化が始まると聞かされて、当事者の団体に関わって、法制化活動何かにも関わるようになったんですけども、そうすると同じような人たちの状況なんかも聞くようになって。先日は共同親権の人たちが国訴訟を起こしているので行ってきました</p> <p>・さまざまな勉強会に参加したり、文献などを読んでたりして面会交流や共同親権について学んでいる</p> <p>・子どもの権利に関するNGOでボランティア活動を始めました</p>                                                                                                                                    |
|                 | 子どもに恵まれた喜び           | <p>・子どもに恵まれたこと、親としての成長についていい機会を得たと考えている</p> <p>・子どもを持ててよかったと思っている。結婚したいと思うような人もいなかったし、子どものことも大好き。夫とは別れてしまったけど、その夫との間にできた子だし。夫のことは大嫌いなんです、難しいところです。今後、子どもとどうかかわれるかによっても変わるだろう。</p>                                                                                                                                                          | <p>・子どもがいるからこそ、社会参加しているという気持ちがある。会えてはいないが、子どもが毎日を楽しく、みんなに愛されて暮らしていればと思って。ある日突然戻ってきたら、すぐにでも一緒に暮らしたい。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                  |

## 1. カテゴリーおよび概念の内容

### 1) 【連れ去りとその後の対応】

＜家庭の不和・離別の原因と認知＞いずれの場合も家庭の不和や不穏な空気が家族の間にあり、ある日突然、連れ去りという形で子どもが一方の親と姿を消している。後に、全ての者が離婚や面会交流について家庭裁判所における調停、訴訟などを経験していた。さらに、連れ去りに伴う警察介入を含む2ケースも見られた。また、過去に離婚調停を経験したものの、2年を経て、裁判所に対する不信感から、協議離婚で双方の弁護士との話し合いの元、面会交流について決定するまで1年の時間をかけたケースもある。

＜子どもがいなくなる（連れ去り）＞休暇などを契機に実家に戻ったまま帰らない、実家に帰れと迫られる、家に帰ったら誰もいないなど突然の連れ去りを経験している。5ケースが同居親の原家族からのサポートを得て、連れ去られており、1ケースのみがシェルターに避難していた（ただし、その際に新たなパートナーの支援を得ている）。連れ去り（家を出て行く）の理由を別居親が理解していたのは、同居親と信仰を同じくする子どものケース1つのみであった。

さらに、連れ去りは小学校入学等のタイミングで実行されることが多く、子どもらがそれまでの生活環境とは全く異なる場での適応を求められることが多い。

＜連れ去り直後の対応および言動＞多くの場合、連れ去り直後は、別居親は同居親と連絡が取れないため、原家族への電話連絡を試みていた。その後、インターネット情報、弁護士、行政機関、保育園、学校、離婚親支援団体、DV支援者団体、当事者会などの社会的リソースを得ている。

＜調停・審判を通して知ったこと＞その後、会えないまま調停が開始されるが、①調停を起こされた、②調停を起した、③以前、調停を利用したときの経験から調停に頼らないという3概念に分かれた。また、別居親が男性の場合、連れ去りの理由に、身に覚えのない家庭内暴力やモラルハラスメントが理由とされている場合が多く、調停や審判における論点ともなっている。女性の場合では、一定の宗教を信仰するかしないかや「嫁が気に入らない」とする同居親の原家族の問題に巻き込まれている特徴がみられた。

このような個々の体験により同居親との関係を保ちながら、子ども達との面会交流が開始されるが、調停に頼らないケース（③）では2か月後には面会交流が開始されているのに対し、連れ去り後、子どもと再会できたケースでも3か月～半年という時間を要し、再会の場が調停における試行面接時であるなど、子どもとの関係構築に困難を生じ

やすいことが明らかにされた。

### 2) 【離別（別居）後の家族関係】

＜別居親と子どもの関係＞同居親やその原家族に言われたことを、面会交流時にそのまま別居親に伝える、パパやお父さんと呼ばずに名前を呼ぶなど、面会交流において、子どもの同居親への忠誠心がうかがえる場面も少なくない。順調な面会交流が実現できている特徴として、①子どもらの年齢が高く、基礎的な愛着形成の時期を超えている<sup>注1)</sup>、②父母間に高葛藤はあるが、父母（およびそれぞれの原家族）が双方の悪口や誹謗中傷などを子どもに吹き込まない、③子ども自身が面会交流を心待ちにしている、の3点が推測された。

また、公正証書や調停・審判で面会交流の内容について細かい取り決めをしている場合などは、そのルールに沿って実施されていた。ただし、面会交流の内容は子どもの発達により見直しが望まれるものであり、これらについては長期的スパンからの検証・見直しが必要であると思われた。

＜別居親の子どもへの思い＞連れ去り直後は、調停、審判等を経ないと子どもに会うことは叶わないケースが多く、通学路での待ち伏せや学校行事への参加などを活用することが多い。また、係争後や子どもの意思で別居親の元に戻ってくることを想定し、子どもの学校・学区が変わらないように転居しない、面会交流時に元々暮らしてきた家に帰って来られるよう家を処分しない、など子どもへの配慮が見られた。

試行面接を含む面会交流やそれ以前に何らかの方法で別居親と子どもが交流を持てた場合には、別居親と子どもの関係が良好であることに危機感を抱いた同居親やその原家族が面会を妨害し、子どもとの関係を壊そうとするという主張が、ほぼ全員から聞かされた。

＜面会交流（子どもと会えた経験）における子どもとの関わり＞面会交流は、①継続して会えている、②第3者機関を継続的に利用して継続的に会えている、③一時的に第3者機関を利用したが、現在はその必要もなく会えている、とするケースがある一方で、④面会交流そのものが叶わない、⑤できない状態になっていくケースがみられる。

④では、調停・審判・裁判で面会交流をすべきとされても同居親やその原家族が会わせない、⑤では、理由として、「子どもが会いたくないと言っているから会わせない」「発達障害と診断されたから会わせられない」があげられた。こうしたケースでは、いずれの場合も、家事事件制度への不満など、いわゆる司法に対する懐疑的態度が見られた。

### 3)【原家族の問題】

＜原家族の問題＞多くが同居親の原家族のサポートを得て、子どもの連れ去りが行われており、そこには本来、その原家族が持つ問題が内包されているように思われる。同居親自身が本来から母子密着や原家族との強い依存関係にあったり、信仰という別居親を疎外した凝集性なども認められる。このような原家族の問題が別居親を排除することで、子との結びつきを深め、結果として原家族の別居親排除という構造が子どもにも伝わり、一種の同盟をもって別居親を拒否する態度が生じていると考えられる。

### 4)【自己概念の変化・回復へのプロセス】

＜婚期・婚姻について司法制度への思い＞多くの場合、離婚してしまうと親権を失うため、「子どもに会えなくなる」「子どもとの関係が閉ざされてしまう」可能性が高いことを意識し、離婚を先送りにし、子どもとの再会を望んで面会交流調停に臨んでいた。面会交流調整・審判である程度、取り組みの合意、現在、婚姻中でも納得できる面会交流が継続的に行われているのを踏まえて、離婚に踏み切るなどの傾向が見られた。

また、離婚は子どもに対するある種の意思表示ともとらえられており、子どもとの関わりや、子どもを思っている気持ちを伝えるために、あえて離婚をしないという方法を選択している者もいる。

＜一連の経験が与えたダメージ＞全てが有職者であり、一様に仕事への支障を上げている。就業中も裁判資料を作成したり、昇進試験の放棄、抑うつ状態による投薬治療等によるやる気のなさ、3か月の休職など、いわゆる社会生活に大きな影響を受けていた。また、調停や審判、裁判に伴う欠勤や準備にも多くの時間を割かれていた。さらには、弁護士費用のほか係争にかかる費用の用意、情報収集のための費用、養育費、子どもへのプレゼント代など、出費が増えるという負担もあった。

＜心の支えとしての社会的活動・社会的支援＞全ての者が連れ去りから係争、面会交流の継続中に至るまでさまざまなポイントで、社会的支援を受けている。特に多く聞かれたのが同じ境遇の者が集まる自助的なグループ：当事者会であり、「相談会に出向き、そこでのアドバイスから面会交流の条件に電話交流を加えることができた」「同じ境遇の方たちの状況や対応を聞くことで、今後の自分自身が予測できた」「支えになってくれた」などの声が認められた。これらは、悲しみや絶望感、怒りなどの否定的感情から逃げ出さずに向き合い、自らの感情を信頼できる他者に打ち明け、適切な情報を得ることの重要性を指摘しているが、

自助グループや当事者会は、類似した体験を持つ者が、体験した者にしかわからない「語り」を経て、その喪失体験からの立ち直りの糧にしている（小田切 2004）とも考えられる。特に女性別居親は、連れ去りの事実を知るママ友から子どもの情報や行事の連絡、面会交流への協力などを得ていた。

多くの場合、市役所や児童相談所などの行政機関、子どもの通う保育園、学校、クリニック、カウンセラー、DV支援団体（虚偽DVで訴えられている場合などに、実情を知るために出向いている）、NPOの片親支援団体、弁護士などに出向き、相談をしている。ただし、特に行政機関では、「話を聞いてくれるが、ここに相談に行かれてはどうかとリストを示されるだけで、実際には何か具体的にしてくれるわけではない」「『どうしようもない』と暗にあきらめるよう促された」などの発言も聞かれた。

一方で、連れ去りから面会交流を経験し、一時期でも子どもと会えない体験をすることで、似た境遇の方たちをサポートすべくボランティアとして当事者会のファシリテーターとなった者、面会交流支援のボランティアとして活躍する者や子どもの権利に関するNGOでボランティアを行っている者もいた。あわせて、これらの経験を客観視するために、大学院に進学し、社会学を学ぶなど、新たな世界を広げているケースも見受けられた。

これは面会交流に拒否的な同居親が、何世代にもわたって原家族が抱えてきた問題と向き合うことなく、家族という狭い世界にとどまっているケースが多いこととは対照的である。

＜子どもに恵まれた喜び＞多くが30代で子どもを持っており、子どもを持てたことについて、親として成長できていることに喜びを感じている。そもそも、面会交流について積極的であり、納得のできる面会交流実現が叶うまで離婚を後回しにするなど、全ての者が子どもに対し深い愛情を抱いていた。離れて暮らしてはいても、「常に子どもの興味のありそうなことにはアンテナを張って、面会交流に臨んでいる」「いつ、会えてもいいように子どもの世界に常に関心を寄せている」。

しかしながら、未だ、調停や審判、裁判、子どもとの満足のいく交流が持てない等の問題等を残す彼らは、回復のプロセスの最中でもあり、子育てや家族の在り方に疑問を抱いており、これらの出来事から十分に立ち直れたと自覚している者はいなかった。

## 4. 考察と今後の課題

棚瀬（2004）は、4名の児童期の子どもへの質的研究から、離婚をめぐる環境の条件を悪条件、あるいは好条件によって両親の離婚が子どもに与える影響に差があると仮定している。悪条件に両親の離婚の子への無説明、面会交流の不在、同居親の不適応状態、親族や学校からのサポートの薄さなどがあり、一方の好条件では、離婚への説明、肯定的な面会交流の実施状態、同居親の安定状況があるという。本研究におけるタイプⅠは、ケースによって差異があるものの概ね好条件、タイプⅡは悪条件と分類できるであろう。

タイプⅠ（好条件）では、面会交流は継続的に行われており、別れて暮らす子どもへ対しても、少なくとも別居親からは「お父さんと（お母さんが）仲良くできなくてごめんね」など説明がなされているケースが多く、同居親と別居親は面会交流の打ち合わせ等を電話や手紙、メールを用いてやり取りできていた。つまり、高葛藤状態で離別しながらも、試行錯誤しながら葛藤を乗り越え、離別後はある意味良好な関係を保てていると考えることができる。これに対し、タイプⅡは、面会交流そのものを拒否しており、同居親が子どもに離別や面会交流についてどのように説明しているかも不明である。ただし、タイプⅠにおいても、ここに至るまでには多くの争いや葛藤があり、今後も年月の経過を経て、順調な面会交流の継続が可能であるとはい切れず、時系列での調査検討が求められるよう。

子どもが「別居親に会いたくない」と発言する時に、その言葉にはなんらかのメッセージが含まれているだろう。同居親にその忠誠心を示している、会いたいと言うと罰せられる、同居親からネガティブなメッセージが送られる、それらを取り込んで本心から別居親を嫌悪している、などのさまざまなケースが推測できる。それらの判断は試行面接の鑑別（津山ら 2019）などに詳しいが、あくまで面会交流は父母に任せられ、審判や裁判の決定も法的な効力は有していない。仮に円滑な面会交流を求めて第三者機関にサポートを求めても、父母のいずれかが面会交流に否定的であれば、タイプⅡのように継続した面会交流は期待できない。

青木（2017）は、親との離別を体験し、大学生となった子どもたち21名への質的調査において、面会交流について8割が「必要だと思う／別居親とは会うべき」と回答したとしている。また、離婚と面会交流中の渦中にある子どもを支援する主要要素として①「（離婚の）説明の支援」、②「自制（親同士の争い、同居親の愚痴の聞き役など）の支援」、③「（面会交流）取り決めの支援」、④「子どもの

意思の尊重」、⑤「経済面／生活面の支援」をあげていた。特に④については、子どもの意思を尊重して欲しい一方で、父母になんとかしてもらいたいという二律背反的な立場を指摘したうえで、「子の利益」の配慮とは、子どもの心の機微と真摯に向き合う姿勢と、父母が案配よく取り計らうことと指摘する。また、小川（2018）は、子どもが別居親と安定的関係性を築いていけるような面会交流は、別居親との喪失体験における悲哀の過程を助けているとしているが、タイプⅠ・Ⅱの比較検討から、解体家族であっても子育てに参画するという意味において、面会交流は親・子の双方にとって重要な役割を担っていると推測された。これは、青木（2014）が頻繁かつ持続的な面会交流を続け、子どもの生活が十分な養育費によって支えられるならば子どもは健全に成長していくとする指摘に合致する。

あわせて、いわばアメリカから輸入された概念であるPASには、日本の家文化や依存度の高い親子関係、世代間連鎖などの視点は配慮されていない。一般には、同居親が別居親の悪口・暴言などを吹き込み洗脳していくのがPASと考えられがちだが、特に日本においては、同居親の原家族が極端に別居親を嫌うなど、必ずしも意図的ではない洗脳も視野に入れるべきであろう。

平松（2005）は、会いたくても会えない親との交流や養育費の問題などについて弁護士などの専門家に相談したい声があることに触れ、専門家によるケアを指摘している。離婚後の問題についてはさまざまな第三者機関がそのサポートを行っているが、夫婦や家族のライフサイクルを専門とし、連れ去りやDV、離別前に問題を抱える家族および原家族をサポートできる家族療法的な視点を有した機関は存在しない。

子どもの利益となる、安定的な面会交流実現に向けては共同親権の導入やDV加害者プログラムの構築、配偶者暴力防止法の見直しなど法的な整備が必要で、調停や審判などにおける問題も多い。心理職のみがサポートするには限界があるが、一方で、家族システムや子どもの発達、人間関係の調整や言語化できない思いなどの無意識下にあるものへの理解・解釈など、心理および心理療法の知識やスキルが必要とされていることも事実であろう。今後、法と心理が協働することにより、家族間の調整が離別に至る前段階でなされ、家族が家族としての機能を取り戻し、あらゆる家族メンバー、とくに最も弱者である子どもの利益が守られ、その成長・発達が守られるような支援機関を期待したい。

注1) 父母の紛争が子どもの発達に与える影響という視点から子どもの発達を論じた松谷(2014)は、生後から3歳までは、生理的に生きるために必要であるケアをしてくれる者、すなわち養育者との2者関係が重要であると主張する。さらに、5歳までの子どもは、幼稚園や保育園に通い始め、縦の父母子関係のみならず同世代の者との横の関係を体験する。ここでは、競争と協調が中心となり、生後以降の母親との関係で得られた安心感がどれだけ子どもの中に根付いているかが重要になる。6～8歳では、おとなへの忠誠心が高まり、離別や死別などを体験した子どもは、「自分が原因ではないか」と感じるようになる。この時期の子どもは、他者の欲求、要望を先取りして応えたりすることがある。9～10歳では、言葉の基本構造が完成し、価値観の原形ができあがるとしている。子どもには、その発達段階に応じた養育者と関わりが求められる。しかしながら、多くの場合、子どもは父母の離婚と相手方との感情的な対立を含む紛争に9歳頃までに巻き込まれており、適切なアタッチメント形成がなされるか否かの点で問題が残されるとしている。アタッチメントが十分に形成されていたか、どの発達段階で父母の離婚に遭遇したかにより、子どもが受ける影響も異なると推測できよう。

## 引用文献

- 青木聡 2011 面会交流の有無と自己肯定感／親和不全の関連について カウンセリング研究所紀要34
- 青木聡 2012 離婚毒 訳者あとがき 誠信書房282-292
- 青木聡 2014 離婚・再婚家族と子育て支援 子育て支援と心理臨床 Vol.9 49-54
- 青木聡 2017 父母の離婚を経験した大学生が語る面会交流(2)―インタビュー内容の質的分析の結果から 大正大学研究紀要102
- 青木智子 木附千晶 2018 面会交流を困難にしている要因と片親疎外 日本カウンセリング学会第51回大会発表論文集 74
- Gardner, R.A. (1985) :Recent trends in divorce and custody litigation. academy Forum, 29(2). 3-7.
- 木附千晶・青木智子 2018 面会交流を困難にしている要因と諸問題 日本カウンセリング学会第51回大会発表論文集 73
- 木附千晶・青木智子 2019 子どもの権利を保障する面会交流を目指して 心理職に求められるもの 平成国際大学論集23 115-132 平成国際大学法政学会
- 木下康仁 2007 ライブ講義M-GTA 実践的質的研究法：修正版グランデット・セオリー・アプローチのすべて 弘文堂
- 藤田博康 2016 父母の離婚を経験した子どもたちのレジリエンス：離婚の悪影響の深刻化と回復のプロセスに関する「語り」の質的研究 家族心理学研究30 1-16
- 厚生労働省 2017 厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188147.html> (2019年10月1日閲覧)
- 半田伊吹 2014 男性別居親の共同養育実現のための社会行動と家族意識の変化 放送大学大学院文化科学研究科修士論文(未刊行)
- 平松千枝子 2005 親の離婚を経験した子どものこころ―離婚を経験した親と子どもの調査から― 駒沢女子大学研究紀要 第12号 155-171
- 本田麻希子 遠藤真喜子 中釜洋子 2011 離婚が子どもと家族に及ぼす影響について 東京大学大学院教育学研究科紀要51 269-286
- 松谷克彦 2014 父母の紛争が子どもの発達に与える影響―離婚、面会事件における留意点 LIBRA vol. 14 2014/1 東京代理人会 4-21
- 宮崎紀子 土方正樹 鳥居貴美子他 配偶者暴力や児童虐待が問題となる調停事件における子の調査方法の研究 家裁調査官研究紀要 第19号 1-89
- 直原康光・安藤智子 2018 離婚後の父母葛藤は子どもの適応等にどのような影響を与えるか筑波大学心理研究 55 73-85
- 能智正博 2011 質的研究法 東京大学出版会
- 小田切紀子 2004 離婚を乗り越える 離婚家庭への支援を目指して ブレーン出版
- 小川洋子 2018 子どもが面会交流を通して別居親と新たな関係性を築くまでのプロセスに関する質的研究 家族心理学研究32-1 14-28
- 棚瀬一代 2004 離婚の子どもに与える影響―事例分析を通して 京都女子大学現代社会研究6 19-37
- 棚瀬一代 2007 離婚と子ども 誠信書房
- 谷内仁美 2013 子が面会交流を拒否する現象の理解について―循環として理解する枠組みの活用 家裁調査官研究紀要 第17号 118-135
- 津山 明博, 松井 克仁, 樽谷 陽子, 山根 朋実, 畑佐 菜摘, 眞田 唯 2019 家裁調査官研究紀要 第26 31-77
- やまだようこ 2000 人生を物語ることの意味―ライフス

トーリーの心理学 やまだようこ編 人生を物語る  
ミネルヴァ書房 1-38)

横山和宏 2018 子が面会交流を否定する事例での調査及び調整の方法の検討 Friedlander&Walter(2010)の家族介入モデルを参考にー 家裁調査官研究紀要 第25号 55-109

Warshak R.A 2003 Bringing to Sense Parental Alienation: A Look at Disputes and the Evidence Family Law Quarterly37-2 301-273

## **A Trial of Cooperation between Law and Psychology for Stable and Continuous Children's Visitation**

Chiaki Kizuki<sup>1</sup>, Masaaki Fukuda<sup>2</sup>, Tomoko Aoki<sup>3</sup>

<sup>1</sup> Department of Occupational Therapy, Faculty of Health Science Technology, Bunkyo Gakuin University

<sup>2</sup> Professor Emeritus, Hitotsubashi University(Law); Lawyer

<sup>3</sup> Faculty of sport and Health Studies International University

### **Abstract**

Visitations are children's rights to make relationships with non-custodial parents who live apart. It does not only benefit the children, but the implementation may also contribute to the recovery process for the non-custodial parents separated from their children. However, few studies have focused on separated parents so far. Therefore, in this study, through interviews with separate parents, we investigated how the separated parents perceive their children and how they recognize and implement visitations. Thus by clarifying the current situation and consciousness of the separated parents, we tried to search for a method that enables stable and continuous visitations. In the process, we also paid attention to the problems of family functions of the original family of parents who live with children (custodial parents), which is a unique factor in Japanese society that makes the visitations difficult. We sought a way for law and psychology to cooperate in the future in order to develop legislation that takes family issues into consideration and to establish a support and consultation organization incorporating the perspectives of family therapy and child development.

**Key Words** ——— children's right, children's visitation after divorce, family function, separated parents, joint custody, law and psychology

Bunkyo Journal of Health Science Technology vol.12: 15-27